

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十九日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二十七の十の次に次の一条を加える。

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二 第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第二号に掲げる有線電気通信設備、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来す

こととならないものでなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。